

堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業

実 施 方 針

(変 更 版)

平成 18 年 3 月

堺 市

堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業 実施方針（変更版）

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）第 5 条第 4 項の規定により、堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業実施方針（変更版）を公表する。

平成 18 年 3 月 24 日

堺市長 木原 敬介

<目 次>

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1章 基本的な考え方 | 1 |
| 1. 実施方針（変更版）について | 1 |
| 第2章 特定事業の選定に関する事項 | 2 |
| 1. 事業内容に関する事項 | 2 |
| 2. 事業範囲 | 3 |
| 第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項 | 7 |
| 1. 民間事業者の募集及び選定方法 | 7 |
| 2. 募集及び選定等の実施スケジュール | 7 |
| 3. 参加資格要件 | 9 |
| 4. 選定手順 | 12 |
| 第4章 事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項 | 15 |
| 1. 想定されるリスク及びその分担 | 15 |
| 2. 市による事業の実施状況のモニタリング | 15 |
| 3. 事業用地の要件に関する事項 | 15 |
| 第5章 その他本事業の実施に関連する事項 | 17 |
| 1. 事業契約の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項 | 17 |
| 2. 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項 | 17 |
| 3. 公的支援等に関する事項 | 17 |
| 4. その他 | 18 |

添付資料等

- 資料1 立地可能対象範囲
- 資料2 リスク分担表（案）
- 資料3 用語集

第1章 基本的な考え方

1. 実施方針（変更版）について

堺市（以下「市」という。）は、堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業（以下「本事業」という。）について、PFI法に基づく事業として推進するため、平成16年12月14日に「実施方針」を公表し、平成17年2月16日に特定事業として選定したことを公表しましたが、このたび、民間事業者の募集、選定のスケジュール及び参加資格要件等を変更しましたので、実施方針（変更版）として公表します。

なお、今回の実施方針の変更は、変更前の実施方針に基づき選定した特定事業に対し、影響を与えるものではありません。

第 2 章 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者

堺市長 木原 敬介

(4) 事業目的

本事業は、本章 1.(5) に示す処理対象物を安定的、経済的、衛生的にかつ安全に処理し、処理過程で発生する溶融固化物及び金属類等をできる限り資源化し、また、ごみの持つエネルギーを有効に活用できる資源循環型廃棄物処理施設を整備し、及び運営することを目的とする。

(5) 施設の概要

| | |
|-------|---|
| 事業用地 | 堺市臨海部（阪神高速湾岸線以西の工業専用地域内）において、応募者が提案する用地（事業用地に関する要件は、本実施方針第 4 章 3.に記載） |
| 処理対象物 | ・市が収集し、搬入する一般廃棄物（生活ごみ、粗大ごみ及び事業系ごみ） ・市以外の者が直接搬入する一般廃棄物（生活ごみ、粗大ごみ及び事業系ごみ） ・市が搬入する環境美化ごみ |
| 施設規模等 | ・処理能力：450t/日以上、14万t/年以上 ・系列数：2炉2系列以上 ・運転時間：24時間連続 |
| 施設概要 | ・処理対象物の受入れ（必要のある場合には、前処理を行う。）及び焼却・溶融処理を行うとともに、発生する溶融固化物及び副生成物等の貯留保管を行う一連の施設 ・死犬猫焼却炉 |
| 処理方式 | 応募者の提案により、次のいずれかの処理方式とする。 ・ストーカ焼却方式＋灰溶融方式 ・ガス化溶融方式 |
| 供用開始 | 平成 25 年 4 月（予定） |

(6) 事業内容

本事業の実施に際して、市と事業契約を締結し事業を実施する者（以下「選定事業者」という。）は、PFI法に基づき、大阪府環境影響評価条例（平成10年大阪府条例第3号）等で定められた環境影響評価を実施するとともに、本施設の整備等に係る資金の調達を行い、本施設を整備した後、直ちに市にその所有権を移転し、供用開始後20年間にわたって維持管理及び運営を行うBTO（Build-Transfer-Operate）方式により実施する。

(7) 事業に関連する法令等の遵守

選定事業者は、本事業の実施に当たって、関連する法令、条例、規則等を遵守しなければならない。

(8) 事業スケジュール

事業スケジュールは、次のとおり予定している。

| 年 月 | 内 容 | 期間分類 |
|------------------|--------------|------------------|
| 平成19年3月 | ・事業契約の締結 | ↑ 調査整備期間 ↓ |
| 平成19年4月～平成21年10月 | ・環境影響評価 | |
| 平成21年11月～平成25年3月 | ・本施設の整備 | |
| 平成25年4月～平成45年3月 | ・本施設の維持管理・運営 | ↑ 運営期間 ↓ |
| 平成45年3月 | ・事業契約の終了 | |

(9) 事業期間終了時の措置

市は、事業期間終了後も本施設を継続して使用する予定である。市と選定事業者とは、事業期間終了時の本事業の取扱いについて、事業期間終了の5年前までに協議の上決定するものとする。

2. 事業範囲

(1) 選定事業者の業務範囲

選定事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。

事業用地の利用可能性の確保等

選定事業者は、自らが提案した事業用地の利用可能性を確保するものとする。また、選定事業者は、本事業の実施に必要な電気、ガス、水道等を確保することとする。

環境影響評価

選定事業者は、大阪府環境影響評価条例に従って、方法書作成から事後調査までの環境影響評価に必要な一切の業務を実施する。

なお、通常の行政手続に従って環境影響評価に関わる業務の一部を市が担う必要がある場合には、市の協力を求めることができる。

施設整備

選定事業者は、本施設の整備を行うものとする。選定事業者は、自ら本施設の完成検査を行い、市による本施設の引渡し検査を受ける。また、検査完了後、直ちに本施設の所有権を市に移転する。

維持管理

選定事業者は、運営期間中、本施設が要求水準書で定める性能及び仕様を満足するよう適正に維持管理を行うものとする。また、事業期間終了後も引き続き支障なく本施設を稼働できるよう本施設の維持管理を行うものとする。

運営

選定事業者は、運営期間中、本施設に搬入される処理対象物を受け入れ、要求水準書で定める性能及び仕様を満足する適正な処理を行うこととする。処理対象物の質等については、要求水準書において示す。また、堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成5年条例第5号）第32条に定める処理手数料の徴収業務を行う。

その他

上記のほか、次の事項を事業者の業務範囲に含めるものとする。

- ・選定事業者は、本事業の遂行に必要な許認可取得及び届出等の業務を行うこととする。必要に応じて、市も協力を行う。
- ・環境影響評価並びに本施設の整備、維持管理及び運営に関し住民に対して適宜説明を行うとともに、必要な措置及び対策を講じるものとする。
- ・選定事業者は、本施設の省エネルギー化、資源循環及び費用対効果等を踏まえた上で、必要な設備を設置し、本事業の実施により得られる電気エネルギー等を積極的かつ安定的に利活用するものとする。

なお、本施設の解体・処分は、事業期間終了後のしかるべき時期に、市が自らの費用負担において実施するものとし、選定事業者の業務範囲には含めない。

(2) 市が実施する事項

市が実施する主な事項は、次のとおりとする。

土地利用契約の締結等

市は、選定事業者の提案する事業用地の所有者との間で、事業に必要な期間、当

該事業用地に係る借地契約を締結する。

土地利用に関する契約の条件については、募集要項等において示す。

住民合意の形成

市は、選定事業者の協力を得て本施設の設置や事業実施自体に関する住民合意の形成を行うものとする。選定事業者は、事業用地の提案者として、市が行う本施設の設置に関する住民合意の形成に協力するものとする。

本事業の実施状況のモニタリング

市は、本事業の実施状況のモニタリングを行う。モニタリングについては、第4章2.を参照のこと。

サービス購入料の支払

市は、選定事業者が提供するサービスへの対価として、次の2種類のサービス購入料を支払う。

| 種 類 | 内 容 |
|---------|-------------------|
| サービス購入料 | 環境影響評価、施設整備等に係る対価 |
| サービス購入料 | 維持管理、運営等に係る対価 |

サービス購入料 については、調査整備期間中に、環境影響評価、施設整備の出来高に応じて、市が循環型社会形成推進交付金の交付を受けた金額及び起債等により調達した金額を支払い、その残余を、運営期間中に分割して支払うことを予定している。

サービス購入料 については、選定事業者が提案する金額から、本章2.(3)に示す売電等による収入額を差し引いた金額を運営期間中に支払うものとする。

これらの支払の詳細な方法、条件等については、募集要項等において示す。

(3) 運営に伴う発生物等の処理・処分

本施設の運営により発生する溶融固化物、金属類、焼却飛灰及び溶融飛灰並びに本施設の運営により得られる電気エネルギー等の取扱いに関する市と選定事業者との役割及び費用の分担は、次のとおりとする。

溶融固化物及び金属類

- ・選定事業者は、溶融固化物及び金属類（以下「溶融固化物等」という。）を最大限資源化し、最終処分物の発生の抑制に努めるものとする。
- ・選定事業者は、溶融固化物等の発生量及びそれらのうち自ら有効利用が可能な量を勘案した上で、市において利用し、又は最終処分する量を提案するものとする。

- ・選定事業者は、最終処分する溶融固化物等について、市が定める水準に加工し、又は処理をした上で施設内に貯留保管する。
- ・選定事業者が提案した量（市において利用し、又は最終処分する量）の溶融固化物等については、市が利用し、又は最終処分を行うものとする。
- ・選定事業者は、提案した量（市において利用し、又は最終処分する量）以外の溶融固化物等については、すべて有効利用するものとする。
- ・選定事業者が有効利用することにより得られる収入は、選定事業者の収入とするものとする。
- ・選定事業者が提案した量（市において利用し、又は最終処分する量）を超えて、市が利用し、又は最終処分を行わなければならない溶融固化物等が発生した場合、この超過分にかかる最終処分費相当額を、選定事業者が負担することとし、サービス購入料 において減額する。ただし、超過分の量の増加が選定事業者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

焼却溶融飛灰及び溶融飛灰

- ・選定事業者は、焼却飛灰及び溶融飛灰（以下「焼却飛灰等」という。）については、最大限、最終処分物の発生を抑制に努め、その発生量を提案するものとする。
- ・選定事業者は、最終処分する量の焼却飛灰等について、市が定める水準の安定化処理（薬剤処理やセメント固化処理等）をした上で施設内に貯留保管する。
- ・選定事業者が提案した量の焼却飛灰等については、市が最終処分等を行うものとする。
- ・選定事業者が提案した量を超える焼却飛灰等が発生した場合は、市は、その超過分の最終処分等を行うが、この最終処分に要する費用は、選定事業者が負担するものとする。ただし、サービス購入料 において減額する。ただし、超過分の量の増加が、選定事業者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。

電気エネルギー等

- ・選定事業者は、本施設の運営により得られるごみ由来のエネルギーを電気エネルギー等の形で積極的に回収し、有効な利活用に努めるものとする。
- ・このことにより得られた電気エネルギー等は、本施設で利用するものとし、余剰電気エネルギー等は、選定事業者が売却し、サービス購入料 の一部として選定事業者の収入とするものとする。

第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者の募集及び選定方法

(1) 民間事業者の募集及び選定の方式

民間事業者の募集及び選定は、本事業の趣旨及び条件を十分理解した上で、民間事業者の自由な提案を期待することから、公募型プロポーザル方式によるものとする。具体的な募集方法、応募条件等については、募集要項等において示す。

(2) 選定審査会等の設置

市は、本事業を実施する民間事業者の選定を行うため、「堺市 PFI 事業者（資源循環型廃棄物処理施設整備・運営事業）選定審査会（以下「選定審査会」という。）」と「堺市 PFI 事業（資源循環型廃棄物処理施設整備・運営事業）検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置する。検討委員会は、学識経験者等で構成し、専門的、技術的見地から提案内容を検討し、評価した結果を選定審査会に助言する。選定審査会は堺市職員で構成し、検討委員会の助言を踏まえ、優先交渉権者を選定する。

選定審査会及び検討委員会は、非公開とする。選定審査会及び検討委員会の構成、開催経過及び選定の結果は、優先交渉権者の決定後に公表する。

なお、公表することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものは、除くものとする。

2. 募集及び選定等の実施スケジュール

(1) 実施スケジュール

民間事業者の募集及び選定等は、次のスケジュールで行うことを予定している。

| | | |
|--------|-----------------------|---|
| 平成17年度 | 3月24日(金) | 募集要項等の公表 |
| 平成18年度 | 4月3日(月) ～4月7日(金) | 募集要項等に関する質問の受付(第1回) |
| | 5月8日(月) | 募集要項等に関する質問の回答(第1回) |
| | 5月22日(月) | 優先交渉権者選定基準、様式集(その2)等の公表 |
| | 6月5日(月) ～6月8日(木) | 資格審査書類の受付 |
| | 6月13日(火) | 資格審査結果の通知 |
| | 6月13日(火) ～6月19日(月) | 募集要項等(優先交渉権者選定基準、様式集(その2)等)に関する質問の受付(第2回) |
| | 6月30日(金) | 募集要項等(優先交渉権者選定基準、様式集(その2)等)に関する質問の回答(第2回) |

| | | |
|--|-----------------------|---------------|
| | 8月21日(月) ~8月25日(金) | 提案書の受付 |
| | 10月下旬 | 優先交渉権者の選定及び公表 |
| | 11月 | 基本協定の締結 |
| | 1月 | 仮事業契約の締結 |
| | 3月 | 事業契約の締結 |

3. 参加資格要件

(1) 応募者の構成と資格要件

1) 応募者の構成

応募者の構成は、次の企業等からなるものとする。

本事業の実施を目的として設立される特別目的会社（選定事業者）に出資を行いかつ、選定事業者から業務を受託し、又は請け負うことを予定している企業及び出資のみを行う企業（以下「構成員」という。）

構成員以外の者で事業開始後、選定事業者から業務を直接受託し、又は請け負うことを予定している企業等（以下「協力企業」という。）

本章（3）. 3）. に規定する建設JVを結成する場合は、建設JVの代表構成企業以外の他の構成企業

2) 応募者の資格要件

プラント設計・建設業務、建築設計業務、建設業務、プラント運転管理業務及びプラント保全業務（以下「指定業務」という。）並びに工事監理業務を担う企業は、下記の共通要件及び個別要件を満たさなければならない。また、単一の企業が複数の指定業務を担うことは可能であるが、その場合、当該企業は共通要件及び担当するすべての指定業務に関する個別要件を満たさなければならない。

応募者は、選定事業者から指定業務を直接受託し、又は請け負う構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めることとし、代表企業は、選定事業者の最大出資者であることとする。また、代表企業を含む指定業務を担う構成員（建設業務を請け負う企業については、本章3.(3).3). に規定する建設JVを結成する場合は、建設JVの代表構成企業をいう。）の議決権を有する株式の保有比率の合計は、50%を超えるものとする。

(2) 応募者を構成する各企業等に係る共通要件

応募者を構成する各企業等は、（資格審査基準日となる）資格審査書類提出期限日において、次の資格要件を満たすものとし、他の応募者を構成する者としては、参加できないものとする。

堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第3条第1号から第3号までの規定に該当しないものであること。

商法（明治32年法律第48号）に基づく会社の整理の申立てがなされている者又は会社の整理の開始を命じられている者でないこと。

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

破産法（平成16年法律第75条）に基づく破産の申立て又は旧和議法（大正11年

法律第 72 号) に基づく和議開始の申立てがなされている者でないこと。

市がアドバイザー業務を委託した株式会社三菱総合研究所、株式会社三菱総合研究所が本アドバイザー業務において提携関係にある株式会社テラブレイン及び西村ときわ法律事務所並びにこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

なお、資本面において関連がある者とは、議決権を有する株式の過半数を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上を出資している者をいい、人事面において関連がある者とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

(3) 応募者を構成する各企業等に係る個別要件

1) プラント設計・建設業務

本施設のうちプラント部分の設計・建設業務を担うことを予定している企業は、選定事業者から当該業務を直接請け負うものとし、次の要件を満たしていること。

第 2 章 1 . (5) で規定する処理方式の施設建設において、「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について(平成 10 年生環発第 1572 号)」にあるごみ焼却施設及び焼却残さ溶融施設の性能に関する事項を満足するプラント建設について履行実績を有していること。

過去 10 年間に於いて、提案する処理方式と同一方式で廃棄物を対象とした実機(発電設備を備えたもの)での 1 年以上の稼働実績を 1 件以上有していること。

なお、ここでいう実機とは、ストーカ 1 炉 100t/日以上かつ灰溶融炉 1 炉 10t/日以上又はガス化溶融炉 1 炉 100 t/日以上の規模の設備をいう。

選定事業者から当該業務を直接請け負う企業のうち、最低 1 社は、構成員でなければならない。

選定事業者から当該業務を直接請け負うことを予定している企業が、建築設計業務の発注者となる場合は、建築設計業務の個別要件を満たす必要はない。

選定事業者から当該業務を直接請け負うことを予定している企業が、建設業務の発注者となる場合は、建設業務の個別要件を満たす必要はない。

2) 建築設計業務

本施設の建築部分の設計を担うことを予定している企業は、選定事業者又はプラント設計・建設業務を請け負う企業から当該業務を直接受託するものとし、次の要件を満たしていること。

建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

選定事業者から当該業務を直接受託する企業は、1 社とし、必ず構成員とならなければならない。

3) 建設業務

本施設の建築部分の建設を担うことを予定している企業は、選定事業者又はプラント設計・建設業務を担う企業から当該業務を直接請け負うものとし、次の要件を満たしていること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事について特定建設業の許可を受けていること。

堺市建設工事指名競争入札参加者格付要綱においてA1の資格を有すること。

当該業務を請け負う企業のうち、最低1社は、構成員とならなければならない。

複数の企業が建設共同企業体を結成して当該業務を請け負う場合は、優先交渉権者として決定された後、建設共同企業体（以下「建設JV」という。）を結成して建設業務に当たることができる。この場合において、資格審査書類提出時に建設JVの結成を予定していることを明らかにすること。建設JVの代表構成企業は、の要件を満たし指定業務を担う構成員でなければならない。建設JVの他の構成企業はを満たし、上記の規定にかかわらず、堺市建設工事指名競争入札参加者格付要綱においてA1、A2又はBの資格を有していなければならない。

4) プラント運転管理業務

本施設のプラントの運転管理業務を担うことを予定している企業は、選定事業者から直接受託するものとし、次の要件を満たしていること。

提案する処理方式と同一方式の実機（発電設備を備えたもの）を備えた施設での運営経験を有する専門の技術者を運営開始から1年間の期間に亘って1名以上、専任で配置できること。ここでいう実機とは、ストーカ1炉100t/日以上かつ灰溶融炉1炉10t/日以上又はガス化溶融炉1炉100t/日以上の規模の設備をいう。

選定事業者から当該業務を直接受託する企業は、1社とし、必ず構成員とならなければならない。

5) プラント保全業務

応募者として本施設のプラントの大規模修繕及び保守点検業務を担うことを予定している企業は、選定事業者から直接受託し、又は請け負うものとし、次の要件を満たしていること。

過去10年間において、提案する処理方式と同一方式の実機（発電設備を備えたもの）での1年以上の維持管理実績を1件以上有していること。

なお、ここでいう実機とは、ストーカ1炉100t/日以上かつ灰溶融炉1炉10t/日以上又はガス化溶融炉1炉100t/日以上以上の規模の設備をいう。

当該業務を直接受託し、又は請け負う企業のうち、最低1社は、必ず構成員とならなければならない。

6) 工事監理業務

本施設のプラント及び建築の施工監理を担うことを予定している企業は、選定事業者から直接受託するものとし、次の要件を満たしていること。

建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録及び建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)に基づく建設コンサルタント（廃棄物部門）の登録を行っていること。

提案する処理方式と同一方式の実機（発電設備を備えたもの）を備えた施設の工事監理の実績を有すること。

なお、ここでいう実機とは、ストーカ 1 炉100t/日以上かつ灰溶融炉 1 炉10t/日以上又はガス化溶融炉 1 炉100 t/日以上の規模の設備をいう。

選定事業者から当該業務を直接受託する者は 1 社とし、協力企業として参加すること。また、応募者を構成する他の企業と資本金又は人事面において関連がないこと。

選定事業者から当該業務を直接受託する企業は、他の業務と兼務することはできない。

7) その他の業務

本施設の整備・運営にあたり選定事業者から指定業務以外の業務を直接受託し、又は請け負う者で、構成員又は協力企業として応募者となるものは、受託又は請け負う業務を明確にし、共通要件を満たしていることを確認できること。

(4) 応募者を構成する各企業等の変更

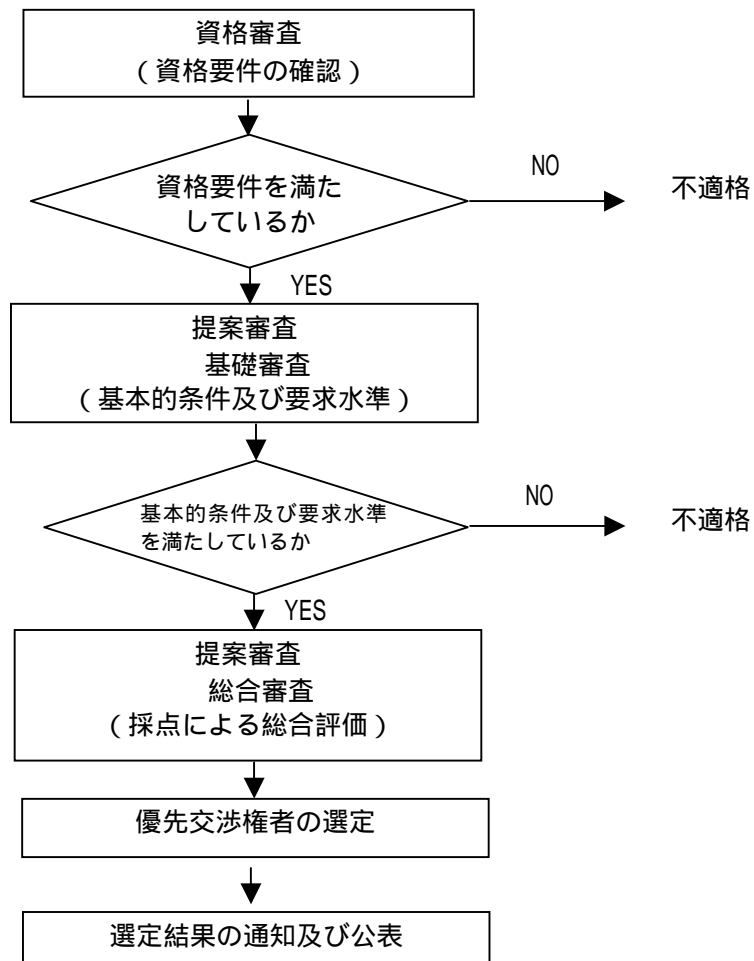
資格審査書類提出期限後、応募者を構成する各企業等の変更は原則として認めないものとする。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、協議の上、市が妥当と認めるときは、応募者を構成する各企業等の変更を認めるものとする。

4. 選定手順

(1) 審査フロー

民間事業者選定のための審査は、次に示すように資格審査と提案審査から構成される。

なお、審査の過程において、必要と認められた場合は、応募者に対してヒアリング等を実施することがある。



(2) 選定手順の概要

選定手順の各段階の内容は、次のとおりである。

1) 資格審査

市は、応募者から資格審査書類を受け付け、参加資格を確認する。応募者は、資格審査書類及び事業用地に関する書類を提出すること。

2) 提案審査

市は、定められた期日までに応募者から提案書を受け付け、次に定めるところにより審査を行い、最も優れた提案を行った応募者を選定する。

基礎審査

募集要項等において示す本事業の基本的条件及び要求水準に対して、応募者の提案が十分に満足していることを確認する。

総合審査

基礎審査を通過した応募者の提案について、次の視点等から総合的な評価を行い、最も優れた提案を行った応募者を選定する。具体的な審査基準等については、募集要項の優先交渉権者選定基準等において示す。

- ・事業用地の確保及び事前準備に関する事項
- ・施設の設計・建設に関する事項
- ・施設の維持管理・運営に関する事項
- ・資金調達及び事業収支に関する事項
- ・全事業期間にわたる市の財政負担額

3) 優先交渉権者の選定及び公表

検討委員会の専門的、技術的審査に基づく意見を踏まえ、選定審査会において最も優れた提案を行った応募者を優先交渉権者として選定し、その結果を公表する。

4) 優先交渉権者選定後の手続き

優先交渉権者選定後の事業契約等の締結に関する手続きは、次のとおりである

市と優先交渉権者とは、募集要項等及び提案書に基づき基本協定を締結する。この基本協定の締結により、優先交渉権者を事業予定者とする。

市と事業予定者とは、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議し、調整する。

事業予定者は、本事業実施のための特別目的会社を堺市内に設立する。

市は、選定事業者たる特別目的会社との間で事業仮契約を締結し、その後、PFI 法第9条の規定により市議会の議決を得た上で選定事業者と事業契約を締結する。

ただし、優先交渉権者を選定した後、事業契約締結までの間に、応募者を構成する各企業に堺市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止等の措置要件に相当する事由がある場合、その期間中は契約手続を留保するが、契約の相手方としないこともある。

第4章 事業の適正かつ確実な実施等の確保に関する事項

1. 想定されるリスク及びその分担

本事業においては、個々のリスクについて、最も良く管理することができる者がそれを分担し、もって、より低廉な価格で質の高いサービスを提供することを目指している。この基本的な考え方にに基づき、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」等を踏まえ、市と選定事業者のリスク分担は、原則として「資料2 リスク分担表(案)」によることとする。詳細なリスク分担については、募集要項等において示す。

2. 市による事業の実施状況のモニタリング

(1) 選定事業者が実施する業務のモニタリング

市は、選定事業者が事業契約に定める業務を確実に遂行し、要求水準を満たしていることを確認するために、選定事業者が実施する業務について、定期及び不定期に実施状況のモニタリングを行う。選定事業者は、市が実施するモニタリングに対し、必要なデータ、書類の提供等の協力を行うものとする。

(2) 選定事業者の財務状況のモニタリング

市は、事業の継続性及び安定性を確認するため、選定事業者の財務状況のモニタリングを行う。選定事業者は、財務状況に関する報告を定期的に市に行うものとする。選定事業者は、市が実施するモニタリングに対し、必要なデータ、書類の提供等の協力を行うものとする。

(3) モニタリング結果に基づく是正措置等

市は、選定事業者が実施する業務が定められた水準を満たしていないと判断した場合は、事業契約に定める規定に従い、選定事業者に対し業務の改善等の適切な措置の要求やサービス購入料の減額等の措置をとることができる。

(4) モニタリング結果に基づく契約解除等

市は、モニタリング結果に基づく是正措置等をとった後に、選定事業者による公共サービスの提供に重大な支障の発生等が懸念される場合又は選定事業者の事業遂行能力の回復が困難であると判断される場合は、選定事業者との事業契約を解除することができる。ただし、市は、契約を解除する以前に選定事業者に対して、一定の回復期間を与える場合がある。

3. 事業用地の要件に関する事項

応募者の提案する事業用地は、次の要件を始めとして、募集要項等に示す要件を満たすものであることとする。

立地場所に係る要件

応募者の提案する事業用地は、堺市臨海部（阪神高速道路湾岸線以西の工業専用地域内「資料1 立地可能対象範囲」参照）に位置することとする。ただし、臨港地区内の商港区及び修景厚生港区を除く。

敷地面積に係る要件

応募者の提案する事業用地は、本事業を実施するために必要な面積を有していることとする。

土地利用規制に係る要件

応募者の提案する事業用地は、本事業を実施する際に支障となる土地利用規制が適用されていない土地であること又は事業実施のため必要な期間内に、支障となる土地利用規制の解除若しくは支障のない土地利用規制への変更が可能であることとする。

土地利用に関する契約に係る要件

市は、当該土地に所有権以外の権利が設定されている場合、当該権利の抹消に関して、土地賃貸借契約の締結前に、市、土地所有者及び事業用地の権利者の三者による三者協定の締結を予定している。

また、整備運営期間中の土地のかしに関するリスク分担及び土地賃貸借の終了時における土地の返還等に関して、市、土地所有者及び選定事業者の三者による覚書の締結を予定している。

応募者の提案する事業用地は、これら三者協定及び覚書の締結を前提としたものであること。

その他の要件

応募者の提案する事業用地は、アクセス道路、権利設定状況、敷地形状、地質等に関して本事業の実施に適した土地であること。

第5章 その他本事業の実施に関連する事項

1. 事業契約の解釈に関する疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と選定事業者とは、誠意をもって協議するものとし、協議が不調の場合は、事業契約に定める手続に従うものとする。

2. 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

(1) 基本的な考え方

事業期間中に本事業の継続が困難となった場合の措置については、あらかじめ事業契約に定めることとする。

(2) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

選定事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合は、市は、事業契約の定めに従い、選定事業者との事業契約を解除することができる。この場合において、市は、選定事業者に対し事業契約の解除により市に生じた損害の賠償を請求することができる。

(3) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合においては、選定事業者は、事業契約の定めに従い、市との事業契約を解除することができる。この場合において、選定事業者は、市に対し事業契約の解除により選定事業者に生じた損害の賠償を請求することができる。

(4) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

市及び選定事業者は、事業契約に定める事由ごとに、その責任の所在に応じて適切に対応するものとする。

(5) 金融機関と市との協議等

市は、本事業の安定性及び継続性を確保する目的で、選定事業者に対し資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接契約（ダイレクトアグリーメント）を結ぶことがある。

3. 公的支援等に関する事項

(1) 循環型社会形成推進交付金について

市は、本施設の整備等について、循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づく循環型社会形成推進交付金の交付申請を行うことを予定しているため、当該交付金の交付

対象施設として規定される熱回収施設として整備を行うこと。

選定事業者は、市が当該交付申請を行うに際し、必要な書類を作成・提供するなど、協力するものとする。

(2) 施設の整備費の一部支払いについて

施設の整備費の一部について、市が循環型社会形成推進交付金及び起債により調達し、調査整備期間中に選定事業者を支払うことを予定している。

(3) 法制上及び税制上の優遇措置等について

本事業については、現時点において法制上及び税制上の優遇措置等は、予定されていない。

(4) その他

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資の対象事業である。選定事業者は、当該融資制度を利用することを前提として提案することは可能であるが、次の点に留意すること。

自らのリスクでその活用を行うこととし、市は、同行からの資金調達の可否による条件変更は行わないものであること。

当該融資制度の趣旨は、民間企業等の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に盛り込む場合は、民間金融機関と同様の金利を前提とする(こととしており、この点を踏まえて提案を行うこと。)ものであること。

当該融資制度には、無利子融資と低利融資とがあるが、無利子融資については、平成18年3月31日までの時限措置であること。

当該融資制度の詳細、条件等については、応募者が直接同行に問い合わせること。

4. その他

(1) 議会の議決

市は、選定事業者たる特別目的会社と事業仮契約を締結する。その後、PFI法第9条の規定により市議会の議決を得た上で選定事業者と事業契約を締結する。

(2) 応募に要する費用負担

本事業の応募に要する費用については、応募者の負担とする。

(3) 本事業の事務局及び問い合わせ先

本事業の事務局は、次のとおりであり、本事業に関する問い合わせについては、同事務局で受け付ける。

[事務局]

堺市役所 環境局 環境事業部 環境事業管理課

住 所 〒590-0078 堺市南瓦町 3 番 1 号

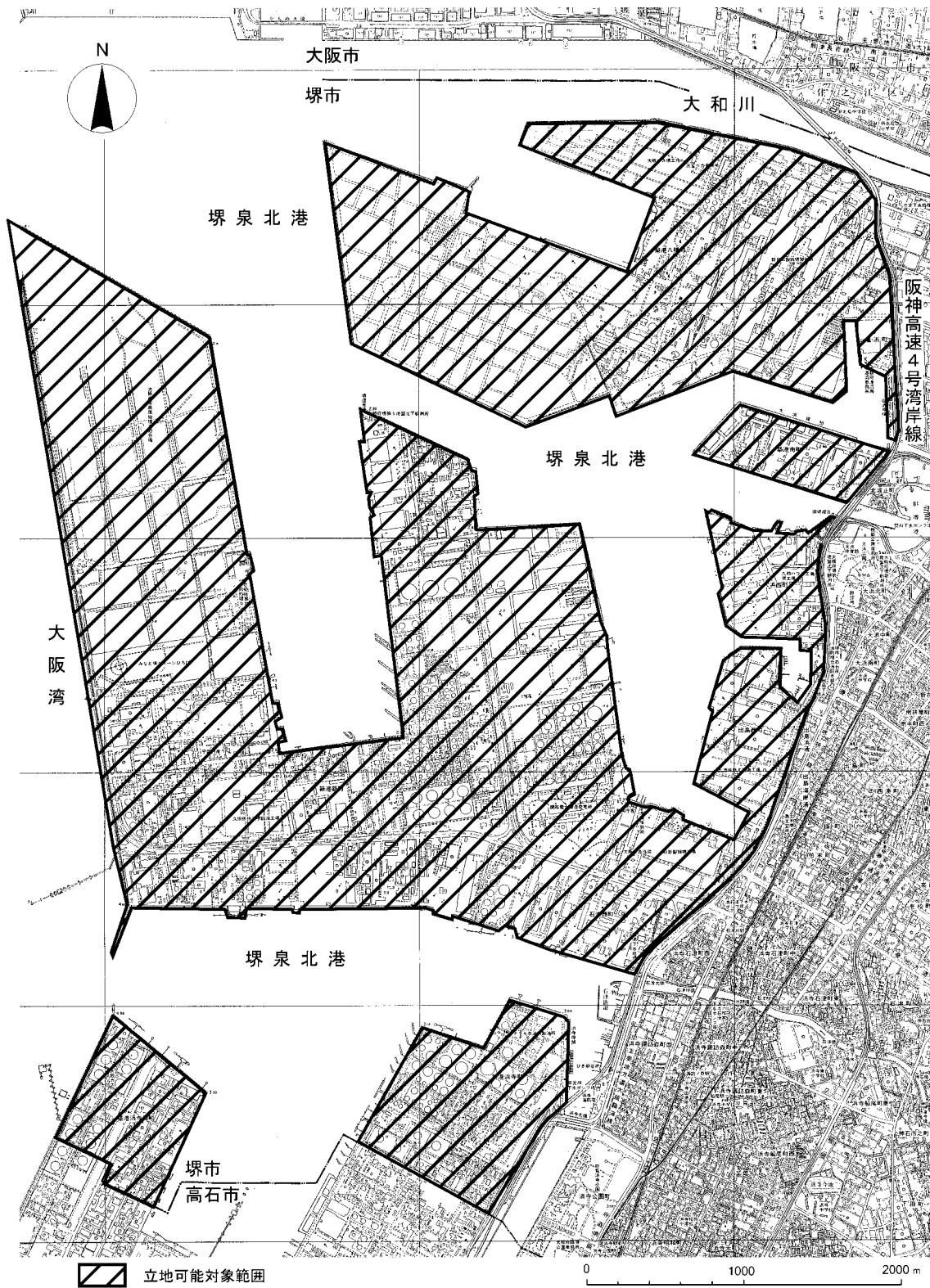
電 話 072-228-7453

F A X 072-229-4454

電子メールアドレス kanjikan-pfi@city.sakai.osaka.jp

以 上

資料1 立地可能対象範囲



臨港地区内の商港区及び修景厚生港区を除く。

資料2 リスク分担表（案）

各事業段階におけるリスクの分担は、次のとおりとする。負担者の欄において、「市」は堺市、「民」は選定事業者を表す。また、 は主たるリスク分担者、 は従たるリスク分担者（場合により限定的にリスクを分担する者）を表す。

| リスクの種類 | | リスクの内容 | 負担者 | |
|--------|---------|---|--|---|
| | | | 市 | 民 |
| 全期間共通 | 1 | 契約リスク | 事業契約締結の不能、遅延等 | |
| | 2 | 募集要項リスク | 実施方針、募集要項等及びこれらに関する質問回答など、市が作成、公表又は配布をした文書等の記載内容の誤り、不備、変更等 | |
| | 3 | 法制度リスク | 本事業に直接関わる法制度の新設、変更、廃止等 | |
| | | | 上記以外の法制度の新設、変更、廃止等 | |
| | 4 | 税制度リスク | 選定事業者の利益に対して課せられる税に関する税制度の新設、変更、廃止等 | |
| | | | 上記以外の税制度（消費税を含む。）の新設、変更、廃止等 | |
| | 5 | 許認可リスク | 本事業の実施に必要な許認可の取得等の不能、遅延等 | |
| | 6 | 事業中止リスク | 市の責めに帰すべき事由による事業の中止、延期等 | |
| | | | 選定事業者の責めに帰すべき事由による事業の中止、延期等 | |
| | 7 | 第三者賠償リスク | 市の責めに帰すべき事由による第三者への賠償責任の発生 | |
| | | | 選定事業者の責めに帰すべき事由による第三者への賠償責任の発生 | |
| | 8 | 住民対応リスク | 本事業の実施自体、本施設の設置又は市が選定事業者に対して提示する条件に関する住民への説明等の対応 | |
| | | | 選定事業者が実施する業務に関する住民への説明等の対応 | |
| 9 | 環境問題リスク | 施設の建設、維持管理業務、運營業務に伴う騒音、振動、悪臭、地盤沈下、大気汚染、水質汚染等の公害等の発生 | | |
| 10 | 不可抗力リスク | 天災（地震、津波、落雷、暴風雨等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、その他の不可抗力による事業費用の増加等 | | |
| 11 | 性能未達リスク | 施設整備業務、維持管理業務、運營業務に関する要求水準の未達状態の発生 | | |
| 12 | 資金調達リスク | 事業実施に必要な資金の調達 | | |
| 13 | 土地利用リスク | 市が土地利用に関する契約の締結以前における、土地の利用可能性の確保（権利面及び性状面を含む。） | | |
| | | 市が土地利用に関する契約の締結以降における、土地の利用可能性の確保（権利面及び性状面を含む。） | | |

（次頁に続く）

(前頁からの続き)

| リスクの種類 | | リスクの内容 | 負担者 | |
|----------------------|----------------------------|--------------------------------------|-----|---|
| | | | 市 | 民 |
| 全期間共通 | 14 債務不履行リスク | 事業契約において市が負う債務の不履行 | | |
| | | 事業契約において選定事業者が負う債務の不履行 | | |
| | 15 金利変動リスク | 選定事業者の資金調達に係る金利の変動 | | |
| | 16 物価変動リスク | 事業実施に必要なものやサービスの物価変動(インフレ・デフレ) | | |
| 調査整備期間 | 17 調査リスク | 市が提示する調査結果の不備又は誤り | | |
| | | 選定事業者が実施する調査の不備又は誤り | | |
| | 18 計画・設計・仕様変更リスク | 市の責めに帰すべき事由による計画、設計若しくは仕様の変更又は計画の遅延等 | | |
| | | 選定事業者の責めに帰すべき事由による計画、設計又は仕様の変更、遅延等 | | |
| | 19 工事遅延リスク | 市の責めに帰すべき事由による工事遅延 | | |
| | | 選定事業者の責めに帰すべき事由による工事遅延 | | |
| 20 施設整備費変動リスク | 市の責めに帰すべき事由による施設整備費の変動 | | | |
| | 選定事業者の責めに帰すべき事由による施設整備費の変動 | | | |
| 運営期間 | 21 ごみ供給 | 供給ごみの量又は質について、事業契約に定める基準の未達 | | |
| | 22 ごみ確認 | 市が搬入するごみの内容チェック不備等 | | |
| | | 市以外の者により直接搬入されるごみの内容チェック不備等 | | |
| | 23 運営費変動リスク | 市の責めに帰すべき事由による運営費の変動 | | |
| | | 選定事業者の責めに帰すべき事由による運営費の変動 | | |
| 24 施設損傷リスク | 市の責めに帰すべき事由による施設の損傷 | | | |
| | 選定事業者の責めに帰すべき事由による施設の損傷 | | | |
| 25 溶融固化物及び金属類有効利用リスク | 事業契約に定める上限値以内のもの | | | |
| | 事業契約に定める上限値を超えるもの | | | |
| | 26 施設解体 | 事業期間終了後の事業施設の解体、処分等 | | |

印は、事業期間終了後に行うもの

資料3 用語集

本実施方針で用いている主な用語の意義は、次のとおりとする。

1. 「運営期間」とは、運営開始日から事業契約の終了日までの期間をいう。
2. 「ガス化溶融方式」とは、ごみ焼却方式のうち、「シャフト炉式のガス化溶融方式」、「キルン式のガス化溶融方式」、「流動床式のガス化溶融方式」等の方式をいう。
3. 「事業期間」とは、事業契約の締結日の翌日から終了日までの期間をいい、「調査整備期間」と「運営期間」からなる。
4. 「ストーカ焼却方式+灰溶融方式」とは、ごみ焼却方式のうち、「ストーカ式燃焼方式、焼却残さ溶融施設附設」のことをいう。
5. 「選定事業者」とは、本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。
6. 「調査整備期間」とは、事業契約の締結日の翌日から、運営開始日の前日までの期間をいう。
7. 「副生成物」とは、鉄分、銅、アルミニウム等の金属類、ガレキ、夾雑物（焼却残さ中の金属製大型ごみ、クリンカ等の溶融不適物等）、溶融飛灰、焼却飛灰、汚泥等をいう。
8. 「募集要項等」とは、募集要項本文、要求水準書、審査基準、事業契約書案、基本協定書案及び土地利用契約書案（仮称）の総称をいう。
9. 「本施設の整備」とは、本施設の設計及び建設をいう。
10. 「要求水準書」とは、選定事業者が実施する業務について、実施の条件、業務の範囲及び内容、市が要求する水準等を定める文書をいう。
11. 「溶融固化物」とは、ごみの中の灰分を溶融処理により固形化した物（溶融スラグ、溶融メタル）をいう。

（五十音順）